

R7.2 代表質問 持ち時間について

2月通常会議においては、質疑・一般質問のほかに交渉会派による代表質問を設けている。

●大津市議会会議条例

(代表質問)

第32条 基本条例第11条第1項に規定する会派(3人以上の議員で構成する会派に限る。)に属する議員は、市の施政方針について、その会派を代表して代表質問をすることができる。

2 前項の代表質問は、議長が定める会議において、1会派につき1人行うことができる。

●大津市議会会議規程

(代表質問の質問方式等)

第39条 代表質問は、市長による施政方針が表明される会議又は新年度予算が審議される会議に行う。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

2 代表質問における質問方式は、一括質問方式とする。

3 代表質問における発言時間(答弁の時間を除く。)は、次の各号に掲げる会派の所属議員数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所属議員数3人以上10人以下 40分

(2) 所属議員数11人以上 50分

4 代表質問の発言の順位は、所属議員数が多い会派から行う。

➡上記の規定に基づく各会派の持ち時間(答弁時間を除く)

新和会、湖誠会、市民ネット、公明党、共産党、維新の会：40分

※参考 前回 R6.2.29(木)(交渉会派6つ)の時間配分

・ 所属議員数3人以上10人以下 … 40分×6会派

⇒ 総最大質問時間(答弁含まず)… 240分

本会議終了時刻実績 16:56 散会